

告示

埼玉県告示第九百二十号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目一六号	氏名又は名称	株式会社アイヴィジツト	納税証紙の売りさばき場所	さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号） 川越県税事務所（川越市新宿町一丁目十七番地十七） 春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番） 越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号）
---------	---------------------	--------	-------------	--------------	--

二 指定年月日

平成二十九年七月二十七日

三 指定期間

平成二十九年八月二十一日から平成三十年一月三十一日まで